

石垣市財務規則第109条第2項第2号に基づく随意契約の事後公表について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当随意契約について石垣市財務規則第109条第2項第2号に基づき公表します。

No.	契約の名称	契約金額	契約期間	契約の相手方	契約の相手方を選定した理由
1	軽度生活援助事業	配分金 920円×時間×人数 事務費 配分金×15%	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日	公益社団法人 石垣市シルバー人材 センター	・地方自治法施行令第167条の 2第1項第3号に該当するため